明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕

○政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示（**財務**一七一～一七四、一七七、一七八）　一
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示（**同**一七五）　三
○国債の発行等に関する省令第七条第三項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示（**同**一七六）　五
○保安林の指定をする件（**農林水産**七四一～七五〇）　六
○電気工事士法第四条第四項第二号の指定を受けた養成施設の廃止の届出があった件（**経済産業**一一二）　七
○電気工事士法第四条第四項第二号の指定を受けた養成施設の名称の変更届出があった件（**同**一一三、一一四）　八
○砂防法第二条の土地を指定及び解除する件（**国土交通**五〇三、五〇四）　八
○気象測器の型式を証明した件（**気象庁**六）　八
○道路に関する件（**近畿地方整備局**一四三）　八
○道路に関する件（**四国地方整備局**五六）　八
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（**九州地方整備局**七〇）　八

〔国会事項〕　九

〔人事異動〕

内閣　内閣府　財務省　一〇

〔叙位・叙勲〕　一〇

〔資料〕

閣議決定等事項　一〇

〔公告〕

諸事項　三

官庁　三

財団、司法書士・司法書士法人懲戒処分関係　三

裁判所　三

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、船舶所有者等責任制限、再生関係　三

会社その他　三〇

告示

○財務省告示第百七十一号

政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十二年四月七日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十二年五月十三日

財務大臣　菅　直人

一　名称及び記号　国庫短期証券（第九十八回）

二　発行の根拠法律及びその条項　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第七条第一項、財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第九条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第八十三条第一項、第九十四条第二項、第九十五条第一項、第百三十六条第一項及び第百三十七条第一項

三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四　発行方法　価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）

五　募入決定の方法

イ　価格競争入札発行　各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。

ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。

六　発行額

イ　価格競争入札発行　額面金額で五兆二千百四億円

ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　額面金額で四千四百八十五億円

七　払込金額

イ　価格競争入札発行　五兆二千八十八億九千九百十五万八千五百円

ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　四千四百八十三億七千八十三万二千円

八　最低額面金額　千万円

九　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。

十　発行日　平成二十二年四月七日

十一　発行価格　額面金額百円につき九十九円九十七銭一厘以上のそれぞれの応募価格

イ　価格競争入札発行　額面金額百円につき九十九円九十七銭一厘二毛

ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　額面金額百円につき百円

十二　償還期限　平成二十二年七月五日　ただし、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。

十三　償還金額　額面金額百円につき百円

十四　元金支払場所　日本銀行

十五　入札参加者　財務大臣から通知を受けた者

十六　払込期日　平成二十二年四月七日